

平成二十一年二月六日受領  
答弁第六八号

内閣衆質一七一第六八号

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出「常用雇用」という言葉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「常用雇用」という言葉に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、「常用雇用」という語を定義して用いているわけではないが、一般には雇用主と労働者との間で期間の定めのない労働契約が締結されている雇用を指すものと考えられるところ、国会における答弁等においても、このような一般的な意味で用いている。